コラボヘルスにおける所属所と共済組合間の健康診査の結果等の共有・活用について

栃木県市町村職員共済組合（以下「組合」といいます。）では、地方公務員等共済組合法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、組合員及び被扶養者の健康保持増進のため、保健事業（健康診査、保健指導等）を実施しています。

保健事業の実施には、所属所と組合の連携・協働（以下「コラボヘルス」といいます。）の推進が不可欠です。

今後、一層の組合員及び被扶養者の健康の保持増進のための効果的・効率的な保健事業の実施を目的としてコラボヘルスを推進するため、地方公務員等共済組合法第 18 条及び個人情報の保護に関する法律第 27 条第 5 項第 3 号の規定に則り、健康診査の結果等を所属所と組合で共有し活用します。

なお、個人データ（個人情報）は、コラボヘルスの実施にあたり、組合から所属所への健診結果等の提供、組合と所属所における健康課題の共有、組合員等の健康意識向上等を目的とした個別性の高い情報提供及び組合が実施する保健事業における取組みでのみ共有し、それ以外の目的に使用することはありません。

○　共同利用する個人データの項目

- 組合員（被扶養者）記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、所属課名
- 組合が行う各種健診（検診）及び所属所が行う健康診断の結果
- 特定保健指導該当者情報
- 特定健康診査及び特定保健指導の未受診者情報
- 生活習慣病リスク保有者、各種健診（検診）の要精密検査者情報
- レセプト（診療報酬明細書）から抽出した生活習慣病リスク者や通院状況の確認に必要な内容（血糖、血圧、脂質、腎機能リスクに関する通院及び服薬状況）
  なお、レセプトの病歴・治療内容等は含まれません。

○　共同利用する者の範囲

- 所属所の共済事務担当者、健康管理担当者　　（管理責任者）共済事務主管課長
- 栃木県市町村職員共済組合保健課保健係　　（管理責任者）保健課長

＜参考＞個人情報の保護に関する法律

第 27 条（第三者提供の制限）

5　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1)・(2) 略

(3)　特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においているとき。